

総務省

○農林水産省告示第三号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成三十一年二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

農林水産大臣 吉川 貴盛

国土交通大臣 石井 啓一

南房総	半島振興対策 実施地域の名称	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	大多喜町	産業振興促進計 画の名称	大多喜町産業振 興促進計画	産業振興促進 計画を認定し た日
							平成三十一年 二月十三日